

あかばね の備え

赤羽地区防災計画
(2019年版)



これは赤羽地区みんなの
「防災の約束」を決めた
大切なものだぽん！
ふだんからよく読んで、
もしもの時に備えるぽん！

2019年6月発行
〈赤羽地区自主防災会〉

0	はじめに	1
1	命を守る防災マップ	
	◆ 全体版	3
	◆ 花山町・楠町・羽附町	4
	◆ 赤生田本町・上赤生田町	5
	◆ 赤生田町・羽附旭町	6
2	知る	
	◆ いつ？どうやって？（避難の流れ・フロー図）	
	地震編	7
	水害編	8
	◆ 助けが必要なかた（要支援者の把握）	
	要支援者対策	9
	一緒に避難する時のポイント	10
3	備える	
	◆ 備蓄（地区・各家庭）	11
	資料編	
	◆ 赤羽地区自主防災会会則	12

赤羽地区の皆さまへ

災害は突然起こります。

赤羽地区の皆さんが共に災害を乗り越えるためには、日頃からの備えが欠かせません。あなたとあなたの大事なひとを守るために、できることを考えてみましょう。

災害時に多くの命を救うには、**地域の助け合い**が大きな力を発揮します。

この計画では、赤羽地区に想定される災害を見直し、住民と地域がどのような対策をとればよいのかを整理しました。

災害に遭うということ

これまでの生活から、経験したことのない不便で不安な生活が始まります。

赤羽地区だけは「大丈夫だろう」でなく、
災害が「起こるかもしれない」という意識が大切です。

災害を理解し、適切に対応することで、命を守り、被害を減らすことができます

予測力

予防力

対応力

助けられる側から、助ける側に

< 防災のキーワード 「**自助**」 「**共助**」 「**公助**」 >

まず、自分が無事でないと大切な人は守れません

- 自助：自分の身は自分で守る
- 共助：隣近所の助け合い、地区の助け合い、赤羽地域全体の助け合い
- 公助：行政などによる支援

災害時に何かできる人にないましょう

高齢者も自力で助かる方法を考えましょう

これからの赤羽をより安全に



自助・共助が大切!

ルール

普段からの地域の交流が重要です!
地域行事に積極的に参加して、顔の見える関係を作しましょう

ルール

みずから可能な限りの想定と十分な準備(備蓄)をしましょう

コラム ～赤羽地区 災害の記録～

■明治43年の水害(明治43年8月)

赤羽地区の95.34%が浸水(床上浸水:543戸、床下浸水:46戸)

※総戸数のうち、約90%が浸水、低い所では10月まで浸水が及んだ

■カスリーン台風(昭和22年9月)

床上浸水:5軒、床下浸水:35軒

出典:「館林市誌 歴史編」(昭和44年)

生祠「秋元宮」

江戸時代、赤生田村が大洪水に見舞われた際、館林城主の秋元志朝は、救助米の支給を行うなどして住民救済を行いました。

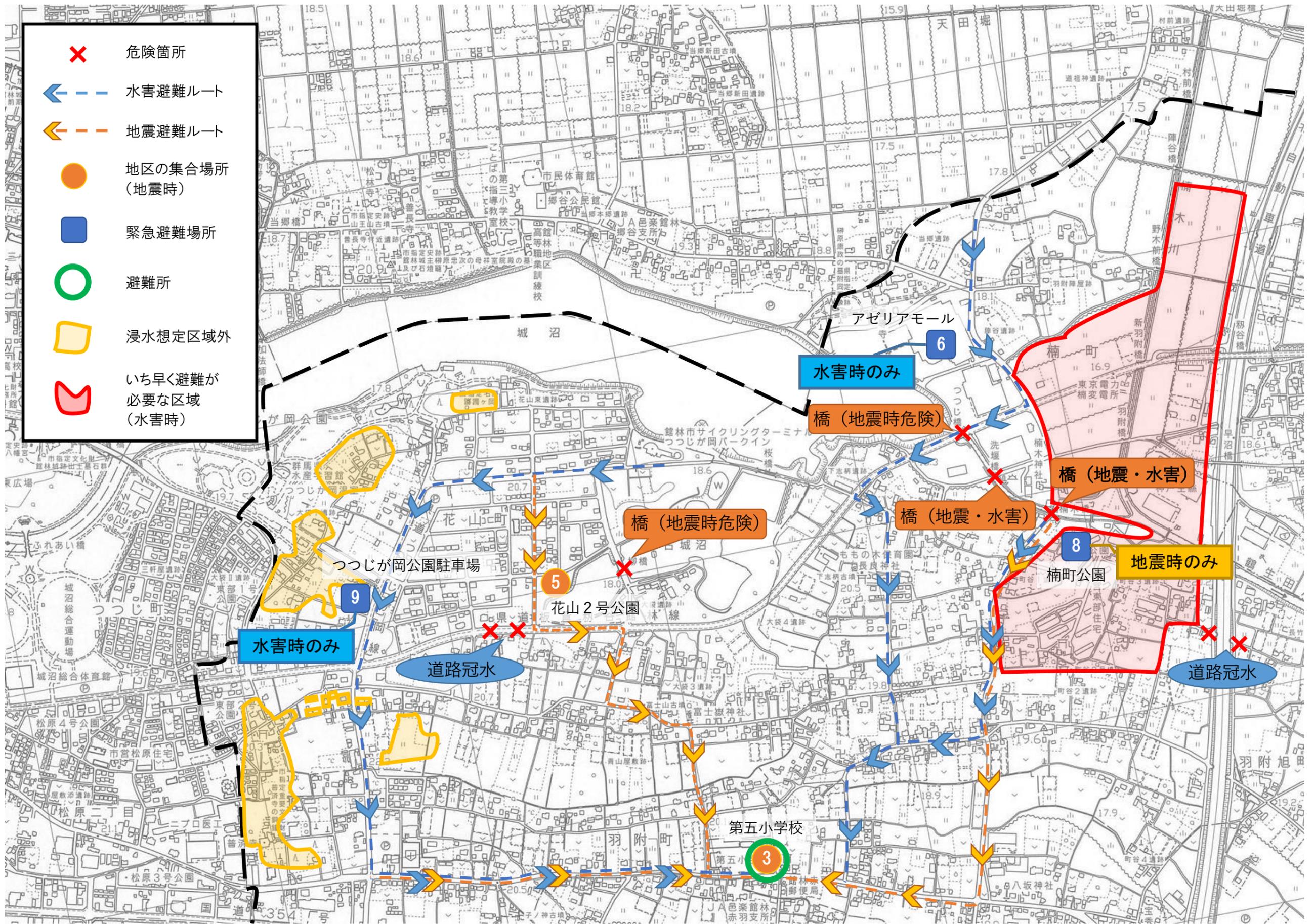
住民は城主の善政に感謝し「生き神様」として祀りました。現在は永明寺(赤生田本町)に安置されています。



1 知る（防災マップ）全体版

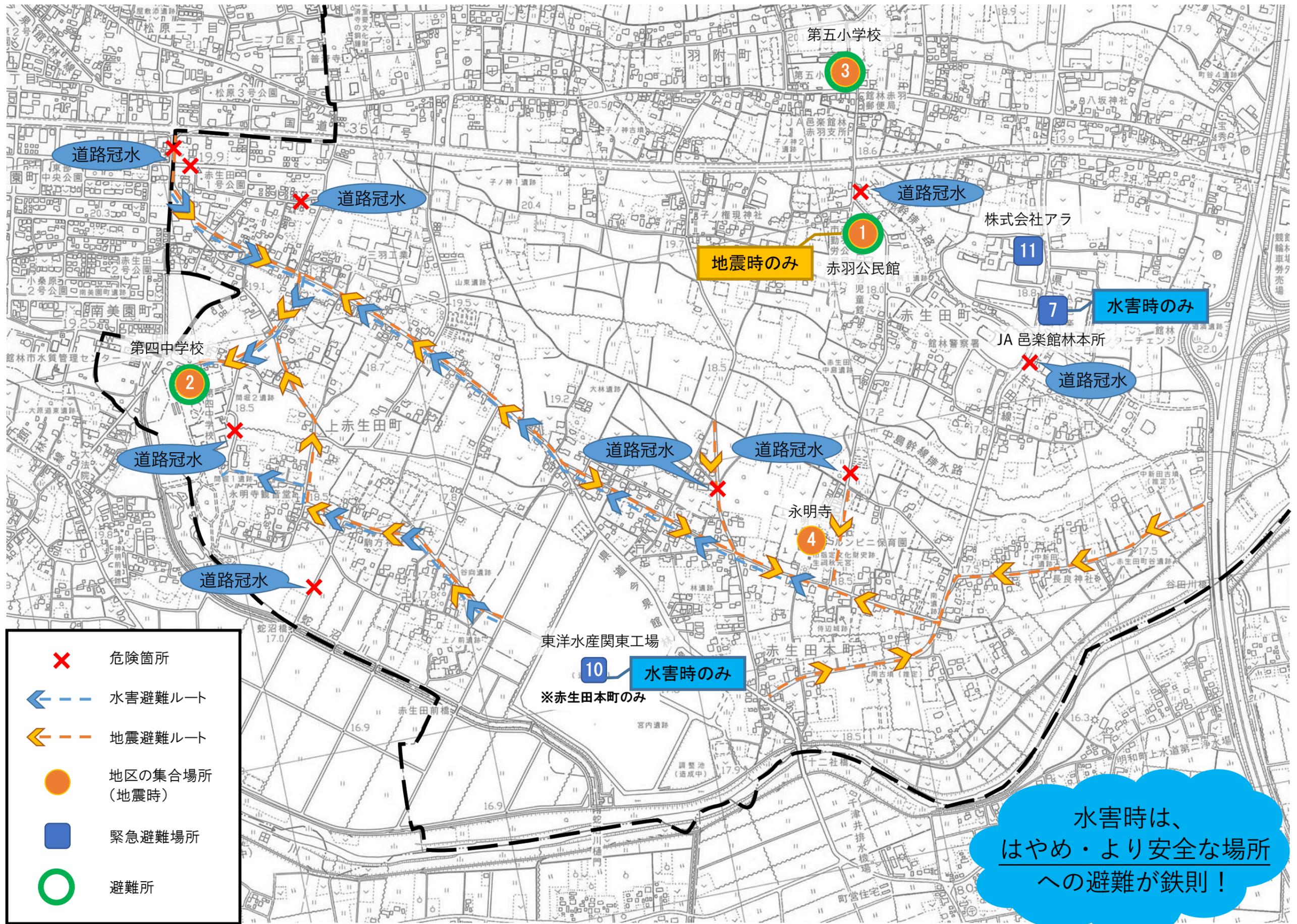


1 知る (防災マップ) 花山町・楠町・羽附町



1 知る (防災マップ) 赤生田本町・上赤生田町

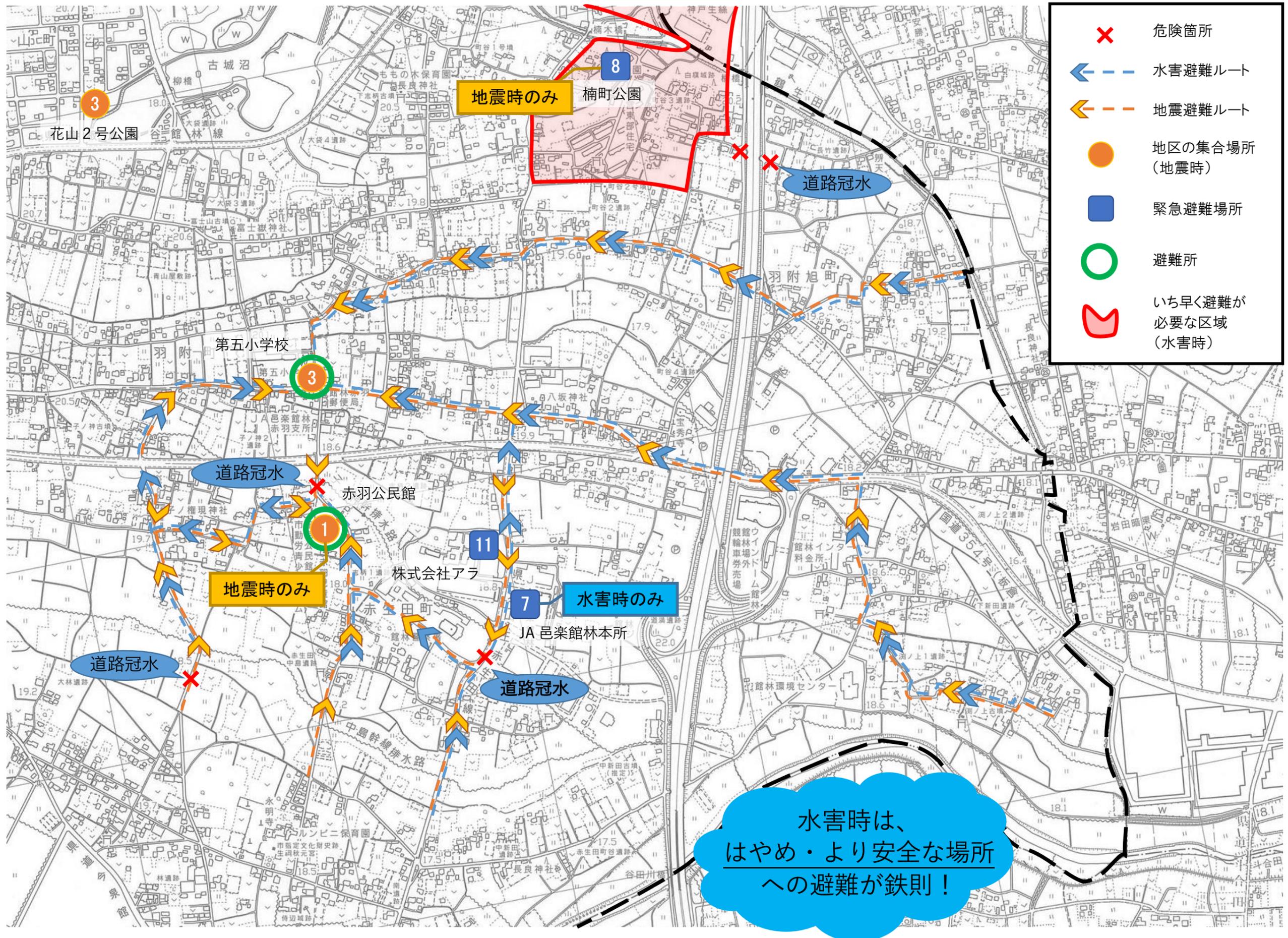
5



水害時は、
はやめ・より安全な場所
への避難が鉄則！

- × 危険箇所
- ← - - ← 水害避難ルート
- ← - - ← 地震避難ルート
- 地区の集合場所 (地震時)
- 緊急避難場所
- 避難所

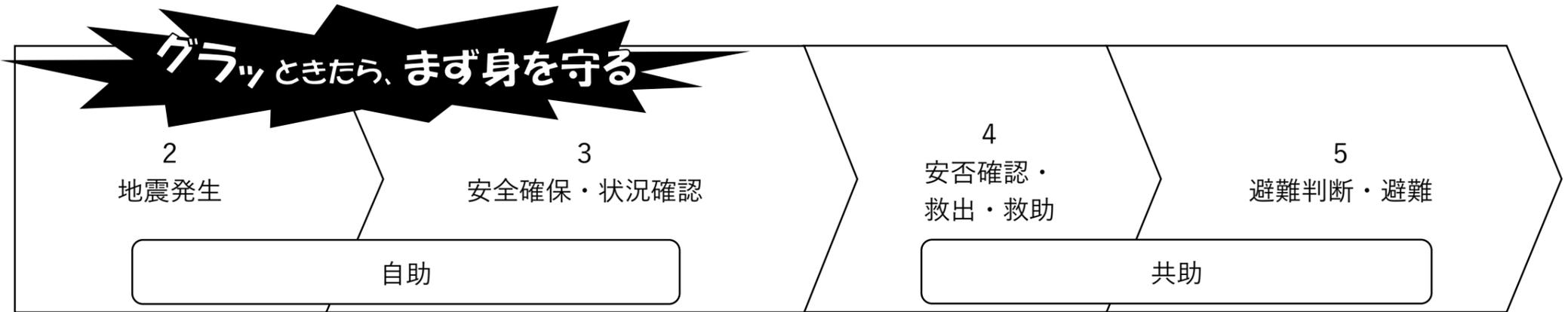
1 知る (防災マップ) 羽附旭町・赤生田町



- × 危険箇所
- ← - - 水害避難ルート
- ← - - 地震避難ルート
- 地区の集合場所 (地震時)
- 緊急避難場所
- 避難所
- M いち早く避難が必要な区域 (水害時)

水害時は、
はやめ・より安全な場所
への避難が鉄則！

地震編 ~日頃の備えと災害が起きたときの行動をフロー図で確認してみましょう~



1 日頃の備え

自助

2 地震発生

自助

家にいる → 安全確認と避難準備

外出中
帰宅できる → 安全確認と避難準備

帰宅できない → 最寄りの避難所へ

安全確認と避難準備

最寄りの避難所へ

地区の集合場所へ

隣近所で声かけあって避難

地区住民の安否確認

逃げ遅れ捜索 救出・救助

避難所の開設状況確認

避難判断

避難所へ

- 〈地区の集合場所 一覧〉
- 1 赤生田町：赤羽公民館
 - 2 羽附町・羽附旭町・楠町：第五小学校
 - 3 上赤生田町：第四中学校
 - 4 赤生田本町：永明寺
 - 5 花山町：花山2号公園

- 〈避難所一覧〉
- ・赤羽公民館
 - ・第五小学校
 - ・第四中学校

避難の心得

火災や倒壊の危険がなく自宅が安全な場合は、自宅避難も考える

水道や電気・トイレなどが使えなくなることも。十分な備え（備蓄）と孤立する覚悟が必要です

地震は一瞬のうちに起こるため、事前の備えが第一! 阪神淡路大震災では多くのかたが建物の倒壊や家具の転倒で亡くなっています

1週間分の備蓄

非常持出品の準備 (薬・眼鏡・貴重品等)

持ち出す重さの目安
男性：10 kg
女性：5 kg

地区の集会所・避難所までの道順を確認

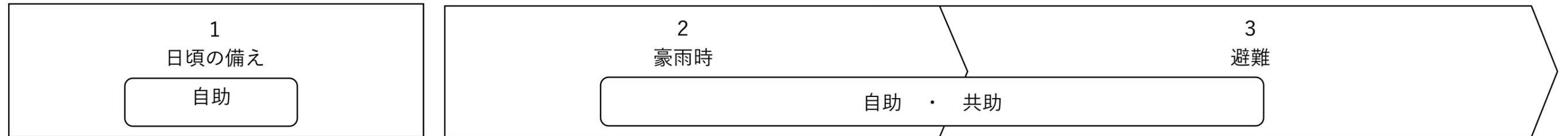
家具の固定・転倒防止策をしよう

ペットについて

災害からペットを守れるのは飼い主だけ。普段のしつけが最も有効な防災対策です。ペットの避難セット（ペットフード・シーツなど）も用意しましょう。



水害編 ~日頃の備えと災害が起きたときの行動をフロー図で確認してみましょう~



ハザードブックで浸水区域かどうかをチェック

床上浸水

早めの避難が必要

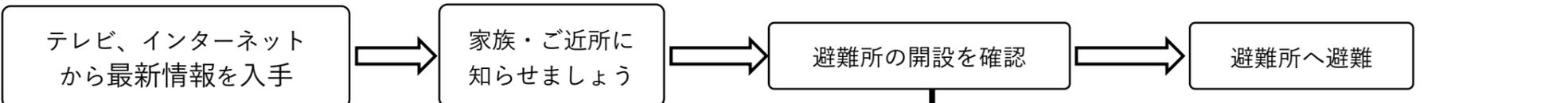
避難所までの道順 (安全かつ最短経路) を確認

非常持出品の準備 (薬・眼鏡・貴重品等)

床下浸水

自宅滞在も可能

1週間分の備蓄をしましょう



一人ひとりが、防災情報を確認できるようにしておきましょう!

【テレビ】
データ放送 (リモコンのdボタンを押すだけ)

【インターネット】
「川の防災情報」 (国土交通省 HP)

【携帯電話】
「たてばやし安全安心メール」 (登録しよう!)

(二次元コード読取)

避難の心得

早めの自主避難を心がけましょう!

大きな災害が予想される場合は、避難情報が出される前に 浸水しない区域の友人・親戚宅もしくは、自主避難所 (保健福祉センター・六郷公民館・多々良公民館) に自主的に避難

避難の心得

- 避難は家族や近所の方と一っしょに
- 徒歩で避難

〈避難所〉・第五小学校 (2階以上)
・第四中学校 (3階以上)

〈緊急避難場所〉・J A 邑楽館林本所 (3階以上)
・アゼリアモール (屋上)
・東洋水産関東工場 (事務棟2階以上)
・株式会社アラ (2階以上)

※ 緊急避難場所は、命を守るために一時的に避難する施設です。長期滞在することはできません

避難情報発令 ~ 避難情報は気象の変化に応じて、住民に求められる行動を念頭に発令されます ~

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示 (緊急)
発表時の状況	■ 避難に時間がかかる人は、避難しなければならない段階	■ 浸水区域の人は、直ちに避難しなければならない段階	■ 浸水区域の人は、直ちに避難完了しなければならない段階
住民の行動	■ 避難に時間のかかる高齢者や避難可能な場合は避難開始	■ 浸水区域内のかたは避難	■ 直ちに避難場所へ避難

避難所が開設される

赤羽地区は避難開始!
(自宅滞在可能な区域を除く)

逃げ遅れた場合、近くの高台へ! とにかく命を守る行動をとろう (垂直避難)

2 知る（助けが必要なかた（要支援者））

災害時に助けが必要なかた

自らで災害から身を守る行動が困難なかた（寝たきりなどの高齢者、障がい者、乳幼児や外国人など）です。そのため家族や地域の協力が欠かせません。

日ごろからご近所付き合いを大事にしましょう！

赤羽地区の要支援者対策

助けが必要なかたは自分のことを地域のかたに知ってもらおう！

平常時

「お助け名簿」
の作成・管理

1. 赤羽地区自主防災会から名簿作成のお願い通知
2. 各家庭で状況シート記入（区長・副区長へ提出）
3. 要支援者の存在を把握
4. 行政区ごとでまとめ、要支援者情報の共有・名簿の管理

災害時

名簿をもとに
声かけ・避難支援

- (地震) 1. 要支援者に声かけ（両隣・役員）
2. 要支援者と一緒に避難
3. 地区の避難場所で安否確認
〈一緒に避難できなかった場合〉
4. 地区の避難場所で人手を確保し、搜索
- (水害) 「避難準備・高齢者等避難開始」発令時に声かけ（または電話連絡）をおこなって、要支援者と一緒に避難する

※ 個人情報 は避難支援のためだけに使用し、責任をもって赤羽地区自主防災会役員が管理します

【赤羽地区内で子ども、高齢者、障がい者などが利用する施設】

(上赤生田町) あずみ苑館林 (赤生田本町) ルンビニ保育園
(赤生田町)・赤羽の郷・ナーシングホーム館林・つどい・ケアハウス館林・赤羽児童クラブ
(羽附町)・慶友整形外科病院・慶友整形外科病院慶友保育所・アリス
(楠町)・ももの木保育園・心美

～これら施設は地域とつながって助け合うことで災害時の安全をより高められます～

一緒に避難する時のポイント

高齢者
傷病者

- ・ できるかぎり複数の人で対応する。
- ・ 緊急のときは、おぶるもしくは担架で避難する。

目の
不自由な人

- ・ つえを持つ手と反対側のひじのあたりに軽く触れるか、腕や肩をかして半歩くらい前をゆっくり進む。
- ・ 階段などの障害物を説明しながら進む。
- ・ 方向や位置は、時計の文字盤の位置で伝える。

耳の
不自由な人

- ・ 筆談は要点をわかりやすく。
- ・ 手のひらに指先で字を書く方法でもよい。
- ・ 話をするときは、顔をまっすぐ向け、口を大きく動かしゆっくりと話す。

車いすのかた

- ・ 1人で援助が困難なときは、近くの人に協力を求める。
- ・ 車いすは、階段では3、4人で援助する。上がるときは前向きに、下がるときは後ろ向きに移動する。

外国人

身振り、手振りで話しかけ、孤立させない。

3 備える (地区・各家庭)

地区の備蓄

地区の防災資機材は、各地区の防災倉庫に整備中です。

個人の備蓄

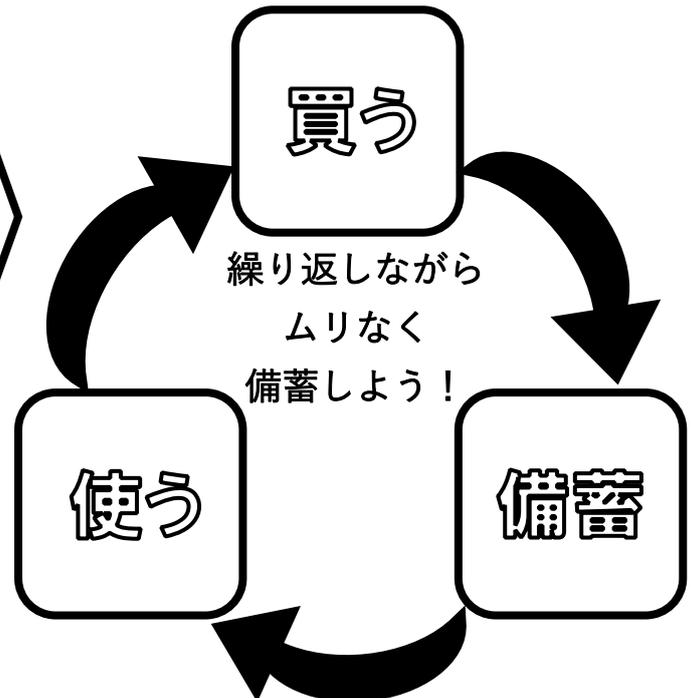
もしものとき、すぐには支援が届かない可能性があります。
各家庭で、1週間分の備蓄を心がけよう！

備蓄のコツ

ローリングストック

ふだんの買い物で備蓄できる方法

- ①ふだんから使っている日用品や食料を少し多めに買う
- ②備蓄品として保管する
- ③定期的に使う・食べる



1週間を想定して献立を考えよう

栄養バランスも考えよう！

米 (無洗米が便利)

缶詰 (調理不要のものが便利)

乾麺 (ゆで時間が短いと便利)

インスタントみそ汁、スープ

チョコレート、ビスケット

栄養補助食品、サプリメント など

まずはこれを備蓄しよう！

水 (大人ひとり2 1リットル)

これもあると便利！

カセットコンロ・ボンベ

食品用ラップ

新聞紙

ゴミ袋

※「館林市ハザードブック」(「非常持ち出し品・備蓄品(p.48)」)を確認しましょう！

資料編

赤羽地区自主防災会会則

(名称)

第1条 この会は、赤羽地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動の拠点)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は、赤羽公民館とする。
- (2) 災害時は、各避難場所とする。ただし、災害対策本部は赤羽公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するため、地域の災害危険箇所の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生における情報の収集・伝達及び出火防止に関すること。
- (5) 防災資器材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、赤羽地区内（一部南美園町を含む）にある世帯及び事業所等をもって構成する。

(本部役員)

第6条 本会の役員は、区長（対策本部）をもって組織する。ただし、必要な役員は、会議に諮って定めることができる。

2 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 顧問 | 若干名 |
| (2) 会長（本部長） | 1名 |
| (3) 副会長（副本部長） | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 書記（本部） | 若干名 |
| (6) 会計（本部） | 若干名 |
| (7) 監査 | 若干名 |

3 役員を選任は、区長の互選または区長経験者による。

4 役員の任期は2年とする。ただし、再選することができる。

5 役員が任期途中において欠員となった場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の本務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 事務局長は、本会の事務を総括する。

4 書記は、本会の庶務を行う。

5 会計は、本会の会計を行う。

6 監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、代議員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集し議長となる。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 会則の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会において特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、正副区長及び役員会において推薦した者をもって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議する

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会により委任された事項
- (3) その他幹事会が特に必要と認めた事項

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災組織の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 地震等の発生時における情報収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織等の連携に関する事。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、1世帯年額200円とする。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計の監査は、毎年1回実施する。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 本会の運営に必要な事項は、幹事会に委任する。

附 則

1 この会則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この会則は、平成23年4月1日より施行する。

3 この会則は、平成26年4月1日より施行する。

4 この会則は、平成28年4月1日より施行する。